

兵庫大学教育学部履修規程

〔 令和 5 年 3 月 22 日
兵 大 程 第 324 号 〕

(目的)

第 1 条 この規程は、兵庫大学学則（以下「学則」という。）に基づき、兵庫大学教育学部（以下「本学部」という。）の授業科目、履修方法、試験、成績評価、卒業の資格等について必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第 2 条 学則第 19 条別表第 6 に掲げる授業科目を分けて、共通教育科目及び専門教育科目とする。

(必修科目、選択科目)

第 3 条 授業科目を卒業要件上、次のとおり分ける。

- (1) 必修科目：必ず履修しなければならない科目
- (2) 選択科目：指定された科目の中から、所定の科目数又は単位数により選択し、履修しなければならない科目

(単位の計算方法)

第 3 条の 2 授業科目の単位の計算方法は、学則第 21 条に規定するところによる。ただし、1 単位の授業時間が講義・演習 30 時間、実験・実習又は実技 40 時間又は 45 時間の授業科目については別表 1 のとおりとする。

(履修登録)

第 4 条 学生は履修しようとする授業科目について学期初めの指定期日までに履修登録届を提出しなければならない。

2 学生が履修登録できる年間単位数及び一の学期に登録することのできる単位数は、次のとおりとする。ただし、他学部他学科の授業科目の単位は含まない。

学科	単位数（年間）	学期の上限
教育学科	48	24

3 履修登録を行わなかった授業科目については、単位認定の対象としない。

4 各学期において、履修登録者数が 5 人以下の授業科目は原則として不開講とする。

5 前項の不開講とする科目には、次の科目は対象としない。

- (1) 必修科目
- (2) 資格・免許に関する科目
- (3) 再履修者のみを対象としている科目

6 その他、履修登録について必要なことは別に定める。

(保育実習の履修要件)

第 5 条 「保育実習指導Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習指導Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習指導Ⅱ」「保育実習Ⅱ」「保育実習指導Ⅲ」「保育実習Ⅲ」を履修登録するためには、履修登録時までにそれぞれ別表 2 に指定する科目を修得していなければならない。

(再履修)

第 6 条 学生は、不合格と評価された授業科目を修得するために、その科目を再履

修することができる。

- 2 試験の結果、可以上の評価を得た授業科目については、再履修することができない。

(試験の種類)

第 7 条 本学部で行う試験は次のとおりとする。

- (1) 定期試験
- (2) 追試験
- (3) 再試験

(試験の受験資格)

第 8 条 次の各号の一に該当する場合は、当該各号の授業科目について試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目をその学期において履修登録していないときその授業科目
- (2) 定められた期日までに授業料等の学納金等を完納していないとき全授業科目
- (3) 授業の出席回数が、当該授業科目の定められた授業実施回数の三分の二に満たないときその授業科目。ただし、学外実習科目については別に定める。

(定期試験)

第 9 条 定期試験は、学期末にその履修した授業科目について筆答、論文、実技等の方法で行う。

- 2 前項の試験は、その授業のある学期中に随時行う考査等をもって代えることができる。
- 3 定期試験の判定は 100 点満点とする。
- 4 その他、定期試験について必要なことは別に定める。

(追試験)

第 10 条 学生は、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかった場合、追試験を受験することができる。

- 2 追試験を希望する者は、あらかじめ試験開始日までにその旨を教務課へ届けなければならない。
- 3 学部長は、前項の者が追試験願を提出し妥当と認めたときは、追試験を行う。
- 4 追試験は、一回のみ行う。
- 5 追試験の判定は定期試験に準ずる。
- 6 その他、追試験について必要なことは別に定める。

(再試験)

第 11 条 学生は、定期試験等を受験し、不可と評価された履修登録科目について、再試験を受験することができる。ただし、受験できる科目は学科専門教育科目の講義科目又は演習科目とし、受験できる科目数はⅠ期、Ⅱ期を通じて最大四科目とする。

- 2 再試験を希望する者は、所定の受験料を添えて、所定の期日にその旨を教務課に届けなければならない。
- 3 教務委員長は、前項の者が再試験願いを提出し妥当と認めたときは、再試験を行

う。

- 4 再試験は一科目につき一回のみ行う。
- 5 再試験の成績評価は可又は不可の評価をもってする。
- 6 その他再試験について必要なことは別に定める。

(不正行為)

第 12 条 受験中に不正行為を行った者に対しては、試験室からの退室及び教務課への出頭を命じ、当該科目の受験を無効とする。

(成績評価)

第 13 条 成績の判定は点数で、成績通知は秀、優、良、可、不可の評価をもってする。

2 成績評価は次の基準によるものとし、可以上をもって合格とする。

- (1) 秀 90 点～100 点
- (2) 優 80 点～ 89 点
- (3) 良 70 点～ 79 点
- (4) 可 60 点～ 69 点
- (5) 不可 60 点未満

3 前項の規定にかかわらず、第 8 条第 3 号に規定する当該授業科目の成績評価は「欠格」とする。

(GPA)

第 14 条 各学期毎に、学修成果を総合的に判断する指標として GPA (Grade Point Average) を算出する。GPA は以下の計算式によって算出する。

$$GPA = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレードポイント})] \text{の総和}}{(\text{履修登録した単位数}) \text{の総和}}$$

(小数点第 3 位以下切り捨て)

2 前項の算出については、卒業要件に関する科目を対象とする。

3 成績評価に対するグレードポイントは、次のとおりとする。

成績評価	グレードポイント
秀	4.0
優	3.0
良	2.0
可	1.0
不可	0.0

(単位の授与)

第 15 条 授業科目を履修し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

(進級要件)

第 16 条 3 年次に進級するためには、2 年次終了までに次の各号のいずれかを充足していなければならない。

- (1) 卒業要件の対象となる科目について、50 単位以上を修得し、かつ第 14 条に定める GPA の累積が 2.0 以上

(2) 卒業要件の対象となる科目について、62 単位以上修得
(卒業要件)

第 17 条 所定の期間在学し、以下の全ての要件を満たす者に卒業を認定し、学士の学位を授与する。

(1) 別表 3 に定める授業科目群から 124 単位以上を修得した者

(2) 教員免許状を卒業時に取得見込みである者

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、教務委員会及び教授会に諮り、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は学部長が定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条の 2 関係）

学科	授業形態	1 単位の授業時間	授業科目
教育学科	演習	30 時間	「こどもと健康」 「こどもと人間関係」 「こどもと環境」 「こどもと言葉」 「こどもと表現」 「こどもとサイエンス （こどもと科学遊び）」 「保育内容総論」 「音楽Ⅰ」 「音楽Ⅱ」 「総合表現教育Ⅰ」 「総合表現教育Ⅱ」 「幼児理解」 「こどもの食と栄養Ⅰ」 「こどもの食と栄養Ⅱ」 「乳児保育Ⅱ」 「こどもの健康と安全」 「特別支援教育Ⅰ」 「特別支援教育Ⅱ」 「社会的養護Ⅱ」 「子育て支援」 「個別教育計画作成演習」 「子育て支援地域活動Ⅰ」 「子育て支援地域活動Ⅱ」 「幼稚園教育実習リフレクション」 「小学校教育実習リフレクション」 「中学校・高等学校教育実習リフレクション」 「特別支援教育実習リフレクション」 「保育実習指導Ⅰ（保育所）」 「保育実習指導Ⅰ（施設）」 「保育実習指導Ⅱ」 「保育実習指導Ⅲ」
	実習	40 時間	「ふれあい体験活動」 「インターンシップⅠ」 「インターンシップⅡ」 「幼稚園教育実習」 「小学校教育実習」

			「中学校教育実習」 「高等学校教育実習」 「特別支援教育実習」 「保育実習Ⅰ（保育所）」 「保育実習Ⅰ（施設）」 「保育実習Ⅱ」 「保育実習Ⅲ」
--	--	--	--

別表 2（第 5 条関係）

授業科目	指 定 す る 科 目 名
保育実習指導Ⅰ（保育所） 保育実習Ⅰ（保育所） 保育実習指導Ⅰ（施設） 保育実習Ⅰ（施設）	次の①と②の要件をいずれも満たすこと。 ①以下の 5 科目のうち 3 科目以上 「こどもと健康」「こどもと人間関係」「こどもと環境」 「こどもと言葉」「こどもと表現」 ② 以下の 5 科目のうち 3 科目以上 「保育原理」「社会福祉」「こどもの保健」 「乳児保育Ⅰ」「発達心理学」
保育実習指導Ⅱ 保育実習Ⅱ	「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」
保育実習指導Ⅲ 保育実習Ⅲ	「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」

別表 3（第 17 条関係）

授業科目群	共通教育科目		20 単位以上	20 単位以上
	専門教育科目	ゼミナール科目	16 単位	92 単位以上
		教育・保育実践科目	20 単位以上	
		教職発展科目	5 単位以上	
		教職・保育キャリア科目	20 単位以上	
		特別支援教育科目	—	
上記の授業科目群のいずれかから 12 単位以上			12 単位以上	
合計 124 単位以上			124 単位以上	